

マリレジャー安全レポート

第16号(平成18年10月)

第七管区海上保安本部
マリレジャー安全推進室
TEL 093-321-2931
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp



釣り人の事故続発!

9月下旬～10月上旬 死者5人・負傷2人

9月22日午後1時過ぎ頃、大分港の防波堤で釣り中の男性(77歳)が誤って海中転落し、同行者及び消防等により救助されましたが、病院で死亡が確認されました。死因溺死。救命胴衣非着用。

9月23日午前8時頃、佐伯市大島の磯で釣り準備中の男性2人(31歳、34歳)が、高波にさらわれ海中転落し、1人は自力で磯に這い上り、1人は通航中の瀬渡船が救助しました。両人は、骨折等全治3か月及び1か月の怪我を負いました。救命胴衣着用。

10月3日午後5時頃、山口県阿武町の磯に釣りに行った男性(48歳)が「今から帰る」旨の連絡のあと帰宅しないことから、家族が磯を捜したところ、崖の途中に竿ケースを発見されましたが男性は見当たりませんでした。午前1時頃、付近捜索中の海上保安官が崖下に倒れている男性を発見しましたが死亡が確認されました。死因は崖からの転落による全身打撲と判断されました。

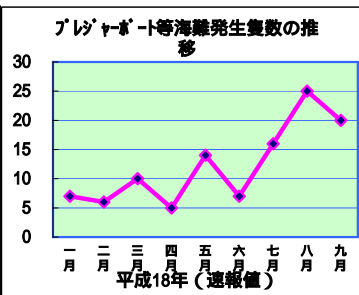
10月7日午前7時頃、博多港の防波堤で釣り中の男性が「オーイ」という声を聞き、その方向に仰向けで漂流している男性(58歳)を発見し、タモ網で引き寄せせるも防波堤に上がれず、タモ網から離れました。その後、海保、消防等が救助しましたが、病院で死亡が確認されました。死因溺死。救命胴衣着用。

10月7日午後9時頃、北九州市若松区の防波堤で釣り中の男性(45歳)の姿が見えないことに気付き、関係機関などで捜索中の午後11時頃、テトラポットの中に転落している男性を発見しましたが病院で死亡が確認されました。死因溺死。救命胴衣非着用。

10月9日午後零時過ぎ頃、山口県油谷湾口付近の磯で釣り中の男性(50歳)が高波を受けて海中転落し、約1時間後、海保ヘリコプターが吊り上げ救助しましたが、病院で死亡が確認されました。

死因溺死。救命胴衣非着用。

9月プレジャーボート等海難発生隻数	
合計	20隻
衝突	5
乗揚	0
転覆	1
浸水	4
推進器障害	1
舵障害	0
機関故障	6
火災	0
爆発	0
行方不明	0
運航阻害	1
安全阻害	0
その他	2



9月の海難から

整備不良による「機関故障」が最も多く発生しています。また、荒天準備不良による係留中の浸水・運航阻害(無人漂流)が多く発生しています。

エンジントラブルを未然に防ぐために、発航前点検はもちろんのこと、日頃の点検整備を行ってください。また、台風接近時等の係留は、係留索やフェンダーを増やす、排水口を塞がないように船内を整理する等、荒天時に備えた十分な係留方法をしてください。

海難審判庁裁決から ~シリーズ~

【事故の概要】

K丸(総トン数1.8ト)は、釣りを終え、周囲が高い防波堤に囲まれたM港向け帰港中、防波堤の先端部直近を左転し、同港内に進出したため、同港から出航中のS丸(1.3ト)を視認できず、衝突した。

【事故の原因】

K丸が防波堤入口付近における見通しの悪い状況を解消する措置をとらないまま入航し、S丸の前路に進出した。(海上衝突予防法第39条)

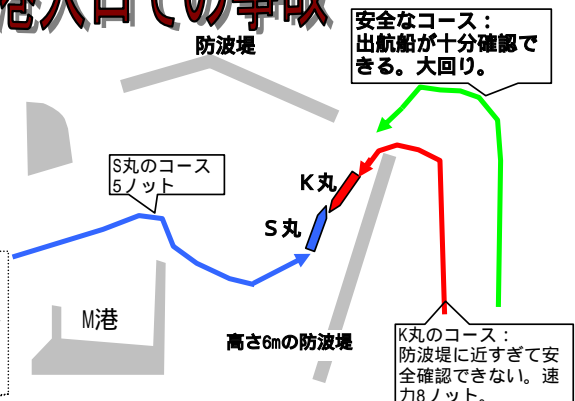
海上衝突予防法 第39条(注意等を怠ることについての責任)
この法律の規定は、適切な航法で運航し、灯火若しくは形象物を表示し、若しくは信号を行うこと又は船員の常務として若しくはその時の特殊な状況により必要とされる注意をすることを怠ることによって生じた結果について、船舶、船舶所有者、船長又は海員の責任を免除するものではない。

【裁決主文】

「本件衝突は、K丸が、防波堤入口付近における見通しの悪い状況を解消する措置をとらず、S丸の前路に進出したことによって発生したものである。

K丸船長の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

漁港入口での事故



港内の航行船舶が確認できない港に入航する場合は、**防波堤をできるかぎり大回りして**出航船の有無(航行の安全)を確認して、入航しましょう!



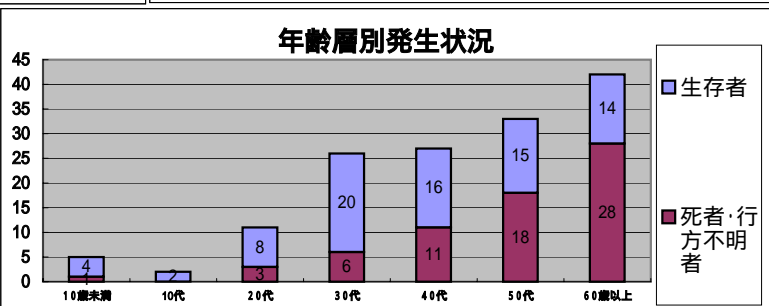
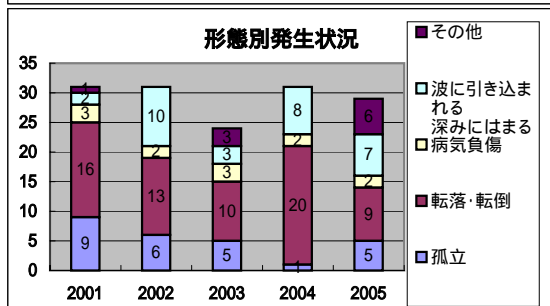
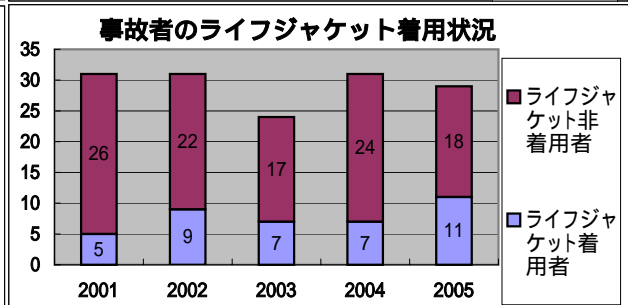
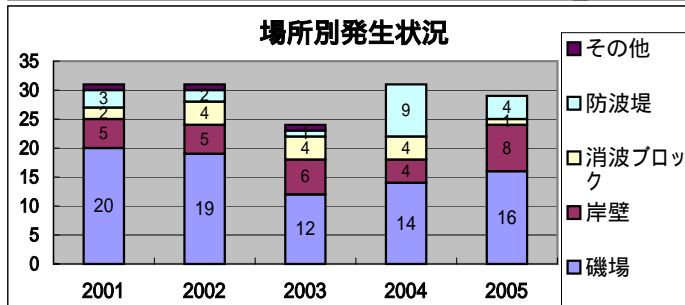
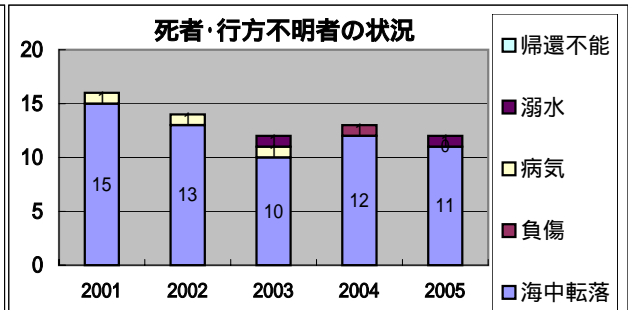
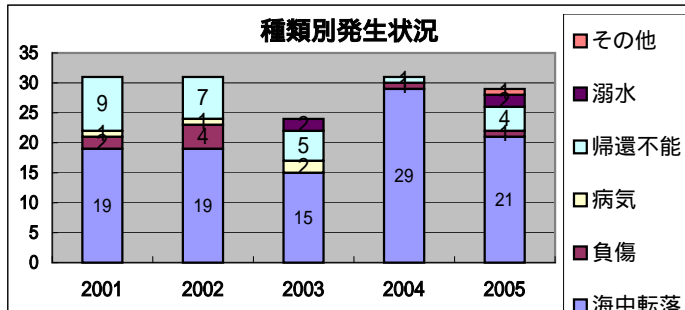
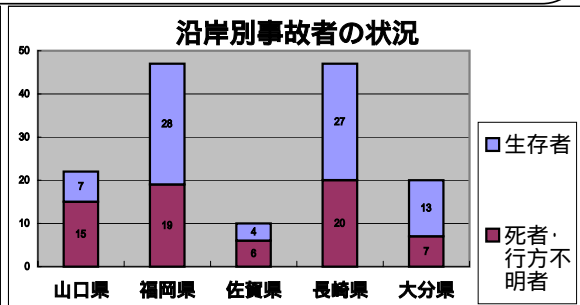
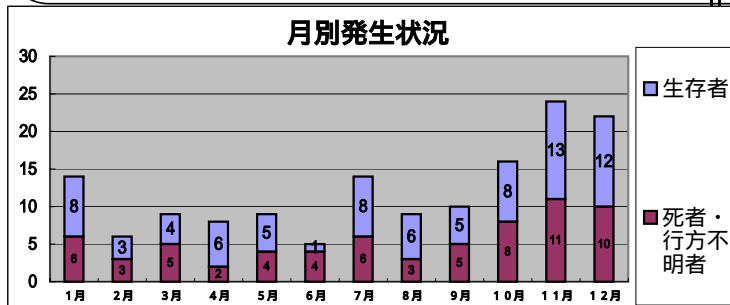
守れますか？あなたの命。釣り人の事故多発時期です。

下のグラフは、当七管区管内で過去5年間に発生した釣り中（船釣りを除く。）の事故の状況を表したものです。釣りシーズンと言われる10月から12月にかけて事故が多くなっています。事故者の約7割は海中転落です。死者・行方不明者は、その約9割が海中転落によるものです。しかしながら、事故者のうちライフジャケット着用者は約3割です。「俺は大丈夫」では、自分や家族は守れません。

いつ、どこで事故に遭遇するか分かりません。まずは、ライフジャケットの着用と連絡手段の確保（携帯電話は防水バックを活用）から安全への一歩を始めましょう。

また、岸壁や防波堤も決して安全ではありません。事故の約4割は磯場以外で発生しています。磯場に準じた装備と注意が必要です。

まずは笑顔で帰宅。家族はそれが一番です。



自分の命を守る3つのポイント（自己救命策の確保）を励行しましょう！

ライフジャケットの常時着用！ 海中転落時は浮力の確保が先ず第一です。

携帯電話等の適切な連絡手段の携帯！ 速やかな救助要請が肝要です。

118番の有効活用！ 海で「もしもの時」は118番です。

単独行動はやめましょう！ 一人では、万が一のアクシデントに対応できない場合があります。

気象・海象情報に留意しましょう！ 悪天候が予想される時は、計画の変更や中止が必要です。

各海上保安部管内の主要な灯台における気象状況（風向・風速）を提供しています。

お問い合わせは、最寄の保安部署へどうぞ。

釣り場や帰宅予定時刻等を家族などに伝えましょう！

不慮の事故で連絡が取れない場合でも、早期に効果的な捜索・救助活動が実施できます。

釣り場の地形や状況に注意しましょう！

釣り中は、足元に十分注意するとともに、状況に応じて安全な場所を選択しましょう。

	ライフジャケット着用		ライフジャケット非着用	
	事故者数	うち死亡・行方不明者数	事故者数	うち死亡・行方不明者数
船からの海中転落者	264	24	400	163
釣り中の海中転落者	52	10	158	82
		生存率(%)		生存率(%)
		91%		59%
		81%		48%

(平成17年全国統計)